



ひかり健康保険組合からのお便り

第119話：保険証の正しい使い方

健康保険証は正しく使いましょう！

医療費や健康保険の給付金（傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金など）は加入者や事業主の皆様が負担されている保険料でまかなわれています。保険証は正しく使いましょう！



《健康保険証の使い方》

①医療機関を受診する際には、その都度、必ず健康保険証を提示しましょう。

月の途中で健康保険証が変わった場合は、医療機関に必ず新しい健康保険証を提示してください。

②資格喪失後及び被扶養者ではなくなる場合は保険証を速やかに返却しましょう。

健康保険証は速やかに事業所に返却のうえ、医療機関にその旨お申し出ください。

③健康保険証は、資格喪失日（退職日の翌日など健康保険の資格を失効した日）以降は無効となり、使用できません。

万が一、無効になった健康保険証を使用して病院受診等された場合、後日、健康保険組合が負担した医療費を返還して頂くことになります。

《健康保険で受けられないもの》

次のような場合は、健康保険の給付は受けられません。
(健康保険証は使用できません)

①業務上や通勤途上の病気やケガ

⇒労災保険の対象となります。事業所の担当窓口へお問い合わせください。

②予防接種・健康診断・美容整形など

③正常な分娩



『ジェネリック医薬品の使用をお薦めします！』

ジェネリック医薬品とは・・・

皆様の医療費の自己負担を軽減する薬です。

価格は平均すると新薬の約半分。皆様のお薬代負担軽減に貢献！！

値段が安くて効き目は同じ！

ジェネリック医薬品は、厚生労働省が先発医薬品（新薬）と同等と認めた医薬品です。

新薬の特許満了時に、有効成分、効能及び効果が同じ医薬品として

新たに申請され、販売される安価な医薬品です。

※ジェネリック医薬品は医療用医薬品です。

お薬の種類・処方等については、医師・薬剤師の先生にご相談ください※

ひかり健康保険組合では、
加入者皆様の健康維持・増進を目的とした保健事業を展開していきます。

■けんこう通信

ご家庭のパソコンへ、保健事業に関するお便りを配信しております。

ご希望の方は、登録のためメールアドレスを添えてinfo@hikarikenpo.or.jp (当組合宛)までお気軽にメールください。

■こころとからだの健康相談

健康に関わるお悩みのときは、「こころとからだの健康相談」

フリーダイヤル0120-835-839(はい参考、はいサンキュウ)を安心してご利用ください。

■ひかり健康保険組合への

ご意見・ご要望はinfo@hikarikenpo.or.jpまでぜひお寄せください。

ひかり健康保険組合 <http://www.hikarikenpo.or.jp>
〒171-0014 東京都豊島区池袋2丁目16番13号 光ビル1F
tel: 03-5951-7422 fax: 03-5951-9663

